

第 1 3 回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成 1 9 年 5 月 2 4 日（木）

1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

場所：中央合同庁舎 4 号館 4 階共用第 4 特別会議室

山内部会長 ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第 13 回総合部会を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

皆様ご存知のことと思いますが、これまで民間資金等活用事業推進委員会の委員長代理としてご活躍され、まさに日本の P F I の基礎をお作りになられました西野文雄先生が去る 5 月 6 日に永眠されました。ここに心よりご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

今日の会議でございますが、まず、出席状況について御報告申し上げます。

委員は総数が 18 名ですけれども、今日は 12 名の委員に御出席をいただけるということになってございます。定足数であります過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

ということで、議事の方に入らせていただきますけれども、本日御議論していただく議題ですけれども、3 点ございます。

まず 1 点目は、これまで V F M ワーキンググループで御議論いただいてまいりました Value For Money の評価についてでございます。これは、Value For Money のガイドラインがございまして、その中の不明瞭な点、あるいは改定すべき点というのをいろいろ議論してまいりましたので、それについての議論ということになります。

2 点目は、審査体制にかかわるものでありまして、これにはプロセスに対するガイドラインというのが出ておりますけれども、審査体制についてこの点の改定をしてはどうかということ、これが 2 点目であります。

3 点目は、総合評価に関するガイドラインの改定ということについてです。

以上 3 点でございますが、まずは第 1 番目の議題の V F M 評価について、まず事務局より御説明を願いまして審議したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

V F M 評価について

事務局 ありがとうございます。内閣府 P F I 推進室でございます。

まずはじめに資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

お手元の資料、上から順に、まず議事次第の 1 枚紙、その次に座席表、資料 1 - 1 としまして、V F M 評価に関するワーキンググループ報告書(案)、資料 1 - 2 としまして、同じく報告書(案)の見え消し版でございます。資料 2 としまして、V F M に関するガイドラインの一部改定及びその解説(案)、資料 3 - 1 としまして 1 枚紙でございますが、審査体制等に関するプロセスガイドラインの改定について(案)、資料 3 - 2、総合評価方式に関するプロセスガイドラインの改定について(案)。

参考資料 1 としまして、松本専門委員ご意見という資料、参考資料 2、P F I 事業における事業者選定の審査体制について、参考資料 3、総合部会委員名簿、参考資料 4、民間資金等活用事業推進委員会委員名簿、参考資料 5、前回の総合部会の議事録でございます。参考資料 6、V F M ワーキンググループ第 6 回の議事録、参考資料 7 が議事概要案でございます。参考資料 8 としまして、昨年出しました P F I アニュアルレポートを置かせてい

ただいております。

それでは、VFM評価の関係から御説明をさせていただきたいと存じます。

事務局 それでは、VFMに関する資料は、今御確認させていただきましたとおり、資料1-1、1-2のVFM評価に関するワーキンググループ報告書(案)と資料2のVFMに関するガイドラインの一部改定及びのその解説(案)でございます。

まず、資料1-1、1-2の報告書(案)につきましては、前回の総合部会でVFM評価のあり方にかかわる検討の進め方について御議論いただきまして、総合部会のもとにワーキンググループを設置することを御了承いただきまして、その後、昨年9月から本年4月にかけて、計6回のワーキンググループを開催して検討を重ねていただきまして、今回、報告書(案)として取りまとめいただいたものでございます。

資料2につきましては、ワーキンググループの報告書案の内容を踏まえまして、山内部会長の御指示によりまして、事務局にて取りまとめたものでございまして、こちらについて議論をいただく前に、事務局より今の以上の資料につきまして御説明させていただきます。

まず、報告書(案)の方でございますが、資料1-1と1-2がございまして、1-2の見え消しになっているもので御説明させていただきます。この見え消しは、第6回のワーキンググループの御議論を踏まえまして、事務局の方で修正したものが見え消しで修正している部分でございます。報告書はボリュームがございまして、できるだけいつまでも御説明させていただきたいと考えてございます。

まず、表紙をめくっていただきまして2ページでございますが、「はじめに」ということで、こちらは経緯とか取りまとめ方針等につきまして書いている部分でございますが、VFMガイドラインは、これまで実務上の指針として管理者等に考え方を示してきたわけでございますが、実施事例が増えるにつれまして、多様化する実務的要請に十分応えきれていないという御指摘や、算定方法の背景、算定結果の利用方法等について管理者等における理解が十分でないというような指摘が出てきているところでございます。

そこで、ワーキンググループで先ほど申し上げましたように御検討いただきまして、VFM評価のあり方についての基本的な考え方を整理するとともに、個別具体的な課題について検討し、段階的、論点ごとに充実化し公表していくこととなったものでございます。

ワーキンググループにおきましては、VFM評価に関する課題として23の課題を抽出しまして、それを本質的な課題と実務的な課題というふうに分けて議論をしていただきまして、本質的な課題の部分につきましては、「VFMの位置付け」というものと「VFMの源泉」という2本でまとめたものでございます。

一方、実務的な課題につきましては、要望の多い課題ということで3つでございますが、「割引率の設定方法」、「PSCの算出根拠」、「LCCの算出方法」という部分を中心に議論を行っていただきまして、整理をしたところでございます。

なお、実務的な課題として今回整理したもの以外については、今後さらに検討を行っていくということになってございます。

4ページでございます。今申し上げました本質的な課題と実務的な課題のうちの本質的な課題の部分でございますけれども、申し上げましたように、大きく2つ位置付けの部分と源泉の部分がございます。1)の方は位置付けの部分でございます、位置付けの部分は、議論といたしましては、大きく2本で整理しておるところでございます。

1つ目が、VFMは効率性の議論であることを再認識すべきであるということで、1ポツ目でございますように、VFMとは効率性の議論であり、必要性の議論ではない。必要性の議論は公共性原則、即ち、行政サービスとしてどうして必要なかという観点から、また、アフォーダビリティの観点から、VFMの議論とは別異に行うべきものであるということで、また、4ポツ目のところがございますように、管理者はこのようなVFMの位置付けにつき正確な理解をもって、自らが組み立てたVFMについて説明責任を果たすことが求められる等の論点がございます、今申し上げたあたりを次に御説明いたします修正案のところに反映しているところがございます。

次に6ページ目でございますけれども、VFMの位置付けの2つ目のまとめでございますが、(2)で、VFMは単に計算すればよいというものではなく、評価の各段階において事業スキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものであるということでございまして、1ポツ目で、VFMの評価の必要条件としてフィージビリティスタディの位置付けを明確にするといった、いわばプレアプレイザルについて、段階的評価の考え方を前提に置いた整理を行い、課題を抽出するという論点とか、2ポツ目でございますように、導入可能性調査の重要性を十分に認識すべきであるということで、このような導入可能性調査に十分予算がつくような強いメッセージを出していくべきであるというようなお話がございますところでありまして、このあたりも修正案の方に反映させているところがございます。

続きまして7ページでございますが、本質的な課題の大きな2つ目でございますが、VFMの源泉ということでございまして、VFMの評価に当たっては、VFMの源泉は何かということは今一度明確に認識し、それをどのように向上させていくかについて議論していく必要があるということで、1ポツ、2ポツ目でございますようなVFMの源泉の要素というものを、ここのあたりも修正案の方に反映させておりますので、後ほど御説明させていただきます。

次に8ページ目でございます。本質的な課題に続きまして、実務的な課題という部分でございますけれども、まず最初に、1)で実務的な課題をまとめるに当たっての方針とか留意点等についてまとめているところがございます。

ここは先ほど申し上げましたように、実務からの要望の高い課題として先ほど申し上げた3点について整理を行っているところがございます、その整理に当たっての全体的に留意すべき点ということで、以下の3つを整理しているところがございます。

1つ目がでございますが、PSCとPFI-LCCを比較する際には、その計算の根拠も共通していることが原則であり、VFMに関するガイドラインが、先ほど申し上げましたような点を書いているのは、このような考え方を背景としてのものであること。

2つ目の留意点が、このような考え方を踏まえまして、LCCでは算定されているが、PSCでは必ずしも算定されていない、「見えざるコスト」の算定のあり方につきまして、今後さらに検討を深めるものであること。

3つ目が、また、VFMの評価は、事業全体のプロセスの中で本来段階的に行われるべきものであり、このような観点から、プレアプレイザルとしての導入可能性調査の重要性につき十分認識した上で検討を行うべきものであるということ、3つを全体の留意点として整理しているところでございます。

次に10ページ目でございますけれども、以下、先ほどの3つの実務的な課題の3つ整理しているものでございます。そのうちの1つ目が2)のPSCの算定というところでございます。

PSCの算定のうち、設計費、建設費、維持管理・運営費の部分に関しましては、管理者等が必要な調査を実施した結果により、また、過去の実績、経験等に基づく等の方法により算出されることが望ましい。また、過去の実績を用いる場合は、対象事業を現時点で実施した場合に想定される費用とする点に留意する必要がある、という点を指摘しております。そのほかに、管理者等は明確な説明責任を果たす必要があるという点を指摘しているところでございます。

間接コストにつきましては、間接コストの狭義・広義の定義を示すとともに、一番下のポツのところ、管理者等は過去の実績や経験等により可能な限り算出することが望ましいということを整理してございます。

11ページ目でございますが、PSCの3つ目の観点で、資金調達コストの部分でございますけれども、従来方式で実施する場合に通常適用される当初事業費に占める起債による調達比率や債権の償還期間・方法、金利等を想定した上で、資金調達費用を算出し、PSCに含むことが望ましいという点でありますとか、起債金利の算定の時点は、設計費等を算出した時点と同一の時点にするというような、ガイドラインでは触れられていない、ガイドラインよりも具体的なところを、事業を行うに当たって留意すべきポイントを示しているところでございます。

次に、実務的な課題の大きな2つ目でございますが、3)のPFI事業のLCC算定に関する部分でございます。

設計費等の部分でございますが、ここも先ほどのPSCと同様でございますけれども、積み上げに当たってはコンサルタント等の活用や類似事業に関する実態調査や市場調査等を行う等して、根拠を明確にした上で算出することが必要であるという指摘をしているところでございます。

また、こちらは、削減率の話につきましては、合理的根拠があることが必須条件でありまして、特に、民間事業者の創意工夫の余地が大きく、運営業務・維持管理業務の比重が大きい難易度が高い事業の場合には、一律的な削減率を使うことは望ましくないという点を指摘しているところでございます。

次に、資金調達コストに関する部分でございますが、資金調達費用を算出するに当たっ

では、選定事業者の当初事業費のうち、出資金等により調達する額又は比率と借入金により調達する額又は比率について検討する必要がある。この検討に当たっては、必要に応じて、この両者の中間的な性格を有する資金調達についても併せて検討する必要があるということでございます。これらの比率は事業ごとに設定するものでございますので、民間事業者や融資金融機関の考え方について市場調査を行うことが重要であるということを目指しているところでございます。

借入金の方につきましても、同様に市場調査を十分に把握する必要があるということを整理してございます。

13 ページ目でございますが、次に、選定事業者の収益性に関する部分でございます。

収益性に関する部分につきましては、3つの指標の解説をしておるところでございますので、ここは第6回のワーキンググループで御議論があったところでございますので、事務局の方で全体を再整理してございます。ここは読み上げさせていただきます。

まず、PIRRにつきましては、事業期間を通じた事業全体の収益性・投資利回りを計るための指標。リターンに相当するものが事業から生じるキャッシュフロー、投資に相当するものが建設費等の初期投資額となる。比較の対象となるのは、資本コストであり、これとの比較で採算性が検討される。PIRRが、対象事業の資本コスト、具体的には借入金利よりも高くないと事業としては成立しない。

これは、対象事業から生じるキャッシュフローはまず融資する金融機関等に元金として支払われ、残額が配当として出資者に支払われるためであり、PIRRはいわば全ての資金提供者が満足できる事業全体の収益性ということができる。

具体的には、キャッシュフローの現在価値総額と投資額の現在価値を比較し、これら両者が等しくなる割引率として算出される。資金提供者は対象事業の特性や将来見込み、リスク、リターン等を踏まえて、金融機関等であれば貸出金利や返済期間等の融資条件、出資者であれば求める配当利回りを検討するため、指標の適正な値は事業ごとに異なる。よって、十分な市場調査等を行う必要がある、というふうにまとめさせていただいております。

EIRRにつきましては、事業期間を通じた出資金等（資本金等）に対する収益性・投資利回りを図るための指標。リターンに相当するものが株主配当等、投資に相当するものが出資金等となる。比較の対象となるのは出資者が求める配当利回りであり、これとの比較で採算性が検討される。具体的には、対象事業から生じる出資者に帰属するキャッシュフローの現在価値総額と出資金の現在価値を比較し、これら両者が等しくなる割引率として算出される。

この指標はPIRRと同様の考え方に基づくが、出資金等に対する投資利回りを算出するものであり、事業全体の投資利回りを算出するものでない点が異なる。

指標の適正な値はPIRRの場合と同様に事業ごとに異なるため、同様に十分な市場調査等を行う必要がある、というふうに整理いたしております。

DSCRにつきましては、事業ごとの借入金の元金返済の安全性を把握するため指標。

対象事業から発生するキャッシュフローが返済原資となり、まずこれから元利金が支払われるため、比較の対象となるのは事業期間ごとのキャッシュフローと元利金返済額となる。具体的には前者が後者を上回っていれば元利金返済に問題がないとされており、この条件を満たすことが金融機関から融資を受けるためには必須である。

対象事業からのキャッシュフローはPIRR・EIRRの場合と同様に事業ごとに異なるため、十分な市場調査を行う必要がある、というふうに整理させていただいております。

この部分につきましては、参考資料1でございますけれども、松本専門委員の方から御意見をいただいております。事務局の方で十分整理仕切れませんでしたので別紙となっておりますけれども、松本専門委員の御意見を反映させた文章が1ページ目でございますけれども、3ページ目以降に、今御説明しました事務局案と松本専門委員に修正いただいた案を並べた資料を作成しておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

資金調達コストの部分は、日本語を直していただいておりますのでございまして、4ページ目でございますが、PIRRの部分につきましては、下線を引いております部分が修正いただいた部分でございます。読み上げさせていただきます。

「事業期間を通じた事業自体の収益性・投資利回りを計るための指標。この辺は変わりませんが、リターンに相当するものが事業から生じるフリーキャッシュフロー、投資に相当するものが建設費等の初期投資額となる。具体的には、フリーキャッシュフローの現在価値総額と投資額の現在価値を比較し、これら両者が等しくなる割引率として算出される。

PIRRが対象事業の資本コストよりも高くないと事業としては成立しない。ここで資本コストとは、融資者が要求する借入れ金利と、出資者が求める最低限のEIRRを、それぞれの比率によって加重平均した合成レートである。融資者や出資者は対象事業の特性や将来見込み、リスク等をふまえて、貸出金利や返済条件、求める配当利回りなどを検討する、資本コストは事業ごとに異なるため、十分な市場調査を行う必要がある。

なお、融資者に対する元利払は、出資者への配当に優先する。出資者は、総体的に高いリスクの見合いに高いリターンを得ようとすることになり、通常は $EIRR > PIRR >$ 借入れ金利の関係が成り立つ。」というふうに修正意見をいただいております。

5ページでございますけれども、EIRRの部分でございますけれども、事務局案の4行目の「比較の対象となる」という文章が不要であるということと、その次のポツのところ、「出資者が求める最低限のEIRRの水準はリスクなどに応じ事業ごとに異なるため、十分な市場調査等を行う必要がある。」というふうに修正意見をいただいております。

DSCRの部分につきましては、「期間後ごとの借入金の元利金返済の安全性を把握するための指標。ある期間中に対象事業から発生するキャッシュフロー（すなわち返済原資）を、その期間中の元利返済所要額で割った倍率で示される。元利金返済が滞りなく行われるために、DSCRが1.0倍以上あることが最低条件であるが、通常は、リスクの顕現化にともなうキャッシュフローの変動を吸収できるようにするため、相応に高い水準の

D S C Rが求められる。必要なD S C Rの水準は、リスクなどに応じ事業ごとに異なるため、十分な市場調査等を行う必要がある。」というふうに修正の意見をいただいているところでございます。

報告書の方に戻らせていただきます。15 ページでございます。

現在価値への換算部分でございます。大きな実務的な課題の3つ目でございますけれども、ここにつきましては、割引率に関しまして、管理者等から割引率の設定についての考え方を明確に示して欲しいというような指摘が出ているところでございます。英国で事業期間 30 年以下の事業の割引率として 3.5%を使用することが推奨されているということでございますとか、あと、我が国において公共投資の費用対効果分析におきましては社会的割引率が用いられておりまして、具体的には国債の実質利回りを参考値として設定しているということをおまじ紹介いたしまして、15 ページ一番下のポツでございますけれども、他方、金融実務でも割引率というものが多方面で用いられておりまして、その設定方法も使用目的によって同じではない。ただし、比較的共通しているのは、リスクフリーレートを用いずに、これに対象事業のリスクを踏まえたリスクプレミアムが加えられること及び換算時点の金利水準を前提としていることが挙げられる。また、事業期間に対応した期間の金利が用いられることも多いということを整理させていただいております。

16 ページ目でございますが、この換算時点金利水準を用いる背景には、競争的な市場において十分多数の競争者が参加し形成された市場金利には、その時点で市場参加者が想定する将来見通し等全ての情報が反映されているという方々あるということございまして、他方、このような市場の完全性については異論もあり、市場には全ての情報が反映されておらず、市場は不完全とする考え方もあり、この場合には過去の金利の平均をとって割引率とすることとなる、ということをおまじ書かせていただいております。

V F Mのガイドラインにおきましては、その意味では社会的割引率に近い考え方を踏まえているともいえる、というふうに整理させていただいております。

結論といたしまして、割引率は、本来、個々の管理者等が、以上に示した考え方を適切に理解した上で、これらを踏まえて、当該事業に最も相応しい率を適用すべきものと考えられると整理しているところでございます。

18 ページでございます。

以上が今回ワーキンググループで検討していただいたものを整理したものでございまして、5)のところで、今後の検討課題ということで、今回、今後検討するというところで整理しているものを表で示してございます。

ここで、課題のところ、 の番号がついてございますが、これは報告書の 28 ページに添付しておりますが、資料2ということで、総合部会、またワーキンググループに提出している資料でございます。先ほど申し上げましたように、23 の課題を整理したものの一覧表でございますけれども、この番号と の番号は対応しているところでございます。表の黄色く塗っておるところのものが、今後検討課題として残されているものということ

で整理したものでございます。

以下、19 ページ以降は資料 1 といたしまして、現行の V F M のガイドラインを掲載しております。先ほど申し上げましたように、28 ページには、23 の課題の整理をしたもの、表を載せているところでございます。

以上がワーキンググループの報告書案の御説明でございます。

引き続きまして、資料 2 でございますけれども、先ほど申し上げように、報告書を踏まえまして、ガイドラインの一部改定を及びその解説の案を作成、事務局の方で整理させていただいたものでございます。資料は、公共施設等の管理者がそのまま見れるようなスタイルにしておりまして、報告書で整理したものをガイドラインの本文の改正の案を、6 ページをごらんいただければと思いますけれども、四角の中が、現行のガイドラインの本文とそれの改正案を書いた部分でございます。その下にそれに関連する報告書の記述を解説として記載しておるものでございます。

5 ページの漢数字一の「V F M 評価の基本的な考え方」の「1 V F M とは」というところで、ここの本文に報告書のうち、本質的な課題として整理したもののうち、ガイドラインに示すべきではないかというものをガイドラインの本文に追加したものでございます。それが 6 ページの(9)から(11)の部分でございます。下線の引いてあるものが今回追加すべき文章の案でございます。(9)が、V F M とは効率性の議論であり、必要性の議論ではない。必要性の議論は公共性原則、即ち、行政サービスとしてどうして必要なかという観点から、また、後年度財政負担能力(Affordability)の観点から、V F M の議論とは別異に行う必要がある。公共施設等の管理者等は、このような V F M の正確な理解をもって、自らが組み立てた V F M について説明責任を果たすべきことに留意する必要がある。

(10)でございますけれども、また、V F M は単に計算すればよいというものではなく、評価の各段階において事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものであり、このような観点から見た場合、V F M 評価における導入可能性調査の役割は極めて重要である。

(11)といたしまして、V F M の源泉の要素としては、ライフサイクル全体を民間にゆだねること、つまり、リスクの適切な分担、組み合わせのメリット、早期実施による便益の向上等が挙げられ、これらを明確に意識し、どのように向上させていくのかについて議論することが重要である。

この 3 つを改正案として整理させていただいているところでございます。

もう 1 点改正案としまして、11 ページをごらんください。V F M 評価を行う時点等の部分でございます。ここに先ほども御説明しました導入可能性調査の話を入れております。(2)といたしまして、また、上記 1 (10)で述べたとおり、V F M は評価の各段階において事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものであり、導入可能性調査を実施する段階においても V F M 評価を行うことが必要である、という改正案を整理させていただいたところでございます。

あとは、報告書の本文を解説の部分に入れて整理したものでございます。
以上で資料の説明を終わらせていただきます。

質疑応答

山内部会長 どうもありがとうございました。

今御説明をいただきましたように、Value For Money のワーキンググループで議論をして、資料の1 - 1、1 - 2にありますような報告書の案をつくりましたということであり、全部を網羅的に議論するというはとても時間と労力の関係でできませんので、先ほどありましたように、Value For Money の本質的な課題と、ある意味実務的な課題ということで、本質的な課題については、位置付けの問題、源泉という2つの大きなカテゴリー、実務的な課題については、Public Sector Comparator の算出根拠とか、あるいはPFI事業のLCCの算出方法、割引率の設定方法、こういったところを中心に御議論いただいた報告書になっています。その報告書の内容を、今御説明がありましたように、ガイドラインに組み込んでみるとこうなりますというのが資料2です。

今日、御出席の皆さんは、Value For Money のワーキンググループに出席されていたメンバーであった方も多いので、内容的にはかなり御理解いただいていると思えますけれども、改めてここで御審議いただいて、特にガイドラインをどう変えていくかということでございますので、そういった点も含めて御意見いただければというふうに思います。

何か御質問、あるいは御意見等ございますでしょうか。

C 専門委員 まずお聞きしたいのは、このガイドラインは解説も一緒に出すという形になるのでしょうか。前のときは、解説というのはガイドラインの中に入っていないでしたね。どういう形で出されるのかということが1つあるのかなということと、中身でいきますと、さっきの報告書の中でも赤字で書かれていたところなんです、ガイドラインの修正案、資料2の7ページの上から2番目のポツのところ、Value For Money は行政体の範囲でとらえるというのは実際的にもわからないんですが、場合によってはモラルハザード的になるようなことも可能性としてはあるのではないかなということ、とらえることは適当である、とまで書いていいのかどうかというのが私としては気になったところなんです。これは、国からの補助金だとか何かを含めて、全公共としての財政支出を最小化するという視点と、地方自治体だけで財政支出を削減するという視点では、場合によっては異なることもあり得るかもわからないと思うんですけども、ここではあくまでも、事業を担当する地方自治体だけの視点で評価すべきだということまで断言しているところが、私としては気になったというところがございます。

それからもう1つは、これはワーキングの中でも2～3回申し上げたんですが、Value For Money がどちらかといえば確定的な数値として表現されている感が否めないかなというふうに思っております。何回か申し上げたとおり、当然リスクが起こる、起こらないによって、結果として発生するValue For Money は変わってくるということでいけば、事前的に見ても、Value For Money 自体、あるいはPFIのライフサイクルコスト自体が確実

的に変動するものであるという前提で物事を本来は考えるべきだろう。ただし、ここであまり細かなことまで書いた場合に、実際に自治体でそれが適用できるかどうかはわからないというのもまた理解するところではございます。

ですから、例えば、ガイドラインの解説版の8ページの下あたりに、ここではハイウェイズエージェンシーの話もつけ加えていただいておりますけれども、その中で、Value For Money が高まるということの中には、財政支出額の削減の文章は変えていただいた方がいいと思いますが期待値が下がると、財政支出額の期待値が下がるということだけではなくて、確実性が高まるということにも英国などにおいては特にそれに重きを置いているというようなことを解説の中につけ加えていただくのも1つの考え方かなというふうに思っております。

以上3点でございます。

山内部会長 ありがとうございます。まず、アウトプットイメージの話から。

事務局 それでは、事務局の方からまず第1点目、御報告申し上げます。

資料の2のタイトルにございますとおり、今回お諮りしているものは、ガイドラインの一部改定とその解説という整理にいたしております。ですから、私ども事務局の考え方としては、ガイドラインというものは当然ございまして、今回お諮りをして御了解がいただければ、それは改定がなされるということになるろうかと思っております。別途こういった形で報告書をまとめていただきましたので、そういった内容を世間の皆様方に出していくということはぜひ必要だと私どもは考えておりまして、ガイドラインとは別に、ガイドラインとその一部改正及びその解説というものをお出しして、具体的に事業に携わっている皆様方の便宜に供していきたいという考え方の整理でございます。

山内部会長 ガイドラインはガイドラインで改正して……。

C 専門委員 このガイドラインに入っているような形で出るわけですね。

山内部会長 そうです。

C 専門委員 また、別に御用意していただけると。

山内部会長 そういうことです。

それと、7ページの波及の範囲の話ですけれども、これは。

事務局 7ページの話で失念いたしましたんですが。

山内部会長 資料2の7ページで、2つ目のポツのところ、実務的には事業を実施する行政体の単位。

事務局 わかりました。申しわけございません。ここにつきましては、前回もC 専門委員、そのほかの皆様方の方から御議論があったところでございます。ワーキンググループの山内部会長の方で大体おまとめをいただいたと存じましたので、その流れに従った形で今回案文として整理をさせていただきました。

山内部会長 さっきのお話で、前半に書いてあるんですけども、これは Value For Money 全体に、国民全体のものだという認識はもちろんあって、御指摘のところ、実務的には云々で、とらえることが適当であるという、この結び方ね。ここまで書いていい

のかどうかということですので、ちょっと言葉を。

事務局 それであれば、部会長の方の御指示に従って修正をいたします。

山内部会長 ちょっと考えさせていただきたいと思います。

それと、下のマスもそうなんですけれども、要するに、期待値が下がるということと、分散が小さくなって確度が増すという表現をしているんですけれども、これはさっきC先生がおっしゃったことだと思っただけなんです。

C専門委員 すみません、そういう記述がございますでしょうか。

山内部会長 8ページのハイウェイエージェンシーのところで、「期待値の低減のみならず、財政支出額の分散が小さくなる」云々ということ。

C専門委員 すみません、これは私が見落としました。

山内部会長 こういうことでさっきおっしゃったんですね。

C専門委員 はい、大丈夫です。失礼しました。

山内部会長 ありがとうございます。

D専門委員 今の7ページの話はワーキングでも議論したと思いますが、実務的には管理者等のレベルでとらえることが適当であるという形で、実務的にはという形で一応限定的に書いてありますので、私はこれでいいと思います。逆にいきますと、これを少し一般化すると、ぼやかしますと混乱すると思います。

山内部会長 という御意見もありまして、ちょっと言葉……。

事務局 山内先生の御意見は、「適当である」というところの表現を少し工夫するという御趣旨ですね。

山内部会長 ええ。C先生の御意見はそういうことだったと思うので言ったんですけれども、D先生がそういうことだと、難しいところがあるんですけど。

D専門委員 結局、イギリスみたいに地方自治体の財政を国がほとんど全面的にカバーしているところだと、そういう形で全国的にとらえるという形があると思いますが、今の日本の地方財政の状況でいくと、全国的にとらえるという形をこの中に入れるというのは、多分地方自治体からするとちょっと理解を得られないのではないかと思いますね。この前ワーキングで言ったように、個々の最善が全体の最善かどうかという議論はもちろんですけれども、私はここのところは「適当である」という表現を若干やわらげるといってはお任せしますが、ここのところはあまり緩められるとかえって混乱すると思います。

山内部会長 では、さっきC先生がおっしゃった「適当である」というそのところまで言い切っているのかということですので、ちょっと工夫させていただきたい。

D専門委員 わかりました。

E専門委員 1、2点、奇異に思う点があります。資料2の6ページ目の(10)で、主に評価のタイミングです。6ページと9ページにも出てきますが、例えば6ページの(10)で「評価の各段階」と突然これが出てくるわけで説明がないわけですね。事業の計画、特定事業評価、事業者選定の各段階で必要ということだったらわかりやすい。

さらにわからないのは、9ページをごらんいただきますと、ポストアプレイザルの重要性、これはこれで結構だと思いますが、たしかおそらくB委員からの御指摘もありましたが、VFM評価というのは、現状特定事業評価のときにのみ使う。ですけれども、その後、入札事業者の確定段階であいまいな前提条件が確定した場合には、その段階で一種の検証手段をとり、前提とした条件は正しかったのかどうかを確認できるわけです。後にフィードバックできるような教訓がもたらされるわけですね。合理的な前提だったのかどうかはわかるわけです。このように、ポストアプレイザルの前にもう1つ評価があるのではないのでしょうか。事業者を選定する段階で、確認、確定する評価をすることによって、最初の特定事業評価の内容・課題がより明確になるし、今後のレッスンにもなる。多分この言葉の最初の「評価の各段階」というのはそういう言葉を含んでいるとするならば、この表現を変えた方がいいですし、9ページのポストアプレイザルにのみ焦点を当てるのではなくて、段階的に改善していくんですよということをもう少し明確にした方がいいと思います。それが英国でも1つの考え方の改善となる大きなポイントになっており、わが国でも同様のことがいえるのではないかと思います。この点が第1点。

あと、もうちょっと考えた方がいいのかなという点があります。いろいろな考え方があるとは思いますが、例えば、資料第2の松本専門委員がコメントしたところですが、表現としては松本専門委員の表現の方がより適切正しいと思いますが、私は Debt Service Coverage Ratio は事業性評価の判断基準とは思っていません。これは安全性判断基準とでもいうべき指標で、同じものではないわけです。前の2つは明らかに事業性判断のために使います。Debt Service Coverage Ratio の使い方は全然異なり、これは主に融資に対する安全性・安定性の評価基準であって、収益性そのものを判断するものではないわけです。そういうふうに分けた方がいい。書くことは賛成で、Debt Service Coverage Ratio の枠を変えると、リターンが変わってくるという事情があるからです。この意味では、確かにインパクトはあるわけですが、対応の仕方は全然違うわけであって、例えば Debt Service Coverage Ratio が悪い場合には、リターンを下げずに別の対応手法を考えるとということもある以上、これはカテゴリーを分けて説明した方がいいような気がいたします。これは後で文章を考えることも可能ではないかと思います。

その他は、表現的には、18ページ目の選定事業者の収益性のところを再考したほうがよいかもしれません。松本専門委員はご指摘されてませんが、私はちょっと理解しがたい。最初の2行目の選定事業者云々という表現がございませぬ。選定事業者の適正な利益や配当というのは、資本のコスト、案件のリスクを評価し、一定の適切なリターンレベルを設定して、これにより損益計画及び資金収支計画に反映するという表現のほうが適切でしょう。まず、損益計画、収支計画が必要、それがあればできるじゃないかというのは、表面的な論理であって、本当に必要なのは、資本のコストと案件のリスクを評価して、一定のリターンレベルを設定すること、それに基づいて収支計画とか損益計画を立てるわけです。このように、もう少しわかりやすい説明をした方が、読者にとってはより理解しやすくなるという点がまだあります。

あと数点似たような、表現を修正しないと読者にとってわかりやすくないところがあります。これは本質的なポイントではありません。例を申し上げますと6ページ目。資料2の6ページ目の一番最後のところです。このプロセスを踏むことにより、社会的コスト、複式簿記との関係における齟齬が明確になるという点はこのままではわかりにくい。これは多分 Value For Money 評価をすればということを行っているのですが、文章を見てみると、その前段は、費用対効果分析、行政評価であり、ここから複式簿記との関係が出てくるとはとうてい思えないわけです。多分表現の問題でしょうけれども、非常に誤解を生むような表現になっている。執筆者の意図が正確に反映されていない表現になっているのではないかという気がいたします。

似たような、例えば英語を使っているとか、ちょっと言い過ぎな点などもあります。こういうのはマイナーですので、別途書面にて提示したいと思います。

山内部会長 ありがとうございます。表現の問題は、これをまたパブリックコメントをかけたりますので、そういった中で御指摘いただいたところを直していくということだと思いますが、最初に御指摘になったところは、おそらく報告書のものをもつてくるときにそのまま入れてしまったので、少し言葉足らずのところがあって、ある意味ではそれも1つ表現の問題かなというふうに思って、それも対応が可能かと思えます。

事務局 まさにE先生がおっしゃるとおりで、ほかにもコンフィデンスとか、確かにちょっとおかしいところがあって、いろいろと御指摘をいただいて、わかりやすく直させていたきたいと存じます。

山内部会長 ありがとうございます。

さっきのもう1つ、D S C Rのところには事業性判断ではなく安全性の問題、それはおっしゃるとおりなんだけれども、このところに並列していいのかどうかというのは大きな問題なんだけれども、収益性の判断基準という中に入れてるので、収益性に事業性の判断基準と安定性の判断基準が2つあるというふうに考えてもおかしくはないと思うんだけれども、その辺はいかがですか。

E 専門委員 この間に一文入れてはどうでしょうか。実は収益性判断基準を考えるときに常に安全性評価をも考えるというのは我々も実務上やっています。でも、概念的には別のものとしながら、インパクトがあるために収益性判断基準を考慮するときには、常にデットサイドの安全性をも考えなさいという意味においては、間に一文を入れて二つを明確に位置づければいい。それで全体の整合性をとるとというのが正しい方向性ではないかと思えます。

山内部会長 わかりました。そういう意味では、その辺も御指示いただいて、修文という形にさせていただこうと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょう。どうぞ、B委員。

B 委員 今の件に関連しての書き方で気をつけていただきたいのは、P I R RにしましてもE I R Rにしましても、要するに収益率ですよね。ところが、D S C Rとか、あるいはバランスシートでの割合というのが安全性で使われるんですが、これは相対的な割合な

んですね。中身を見ましても、D S C Rというのは資本調達構造を変えてしまうと、要因というよりも当然に変わってしまうわけですね。だから、収益率と本質的に違うものなので、並列的に並べる危険性、そういう割合を同じように検討したのかと思われたらまずいので、そこのところをはっきりと違いを言うておく。ただ、パーセンテージで出てくるから、いかにも一見似ているんですけども、意味合いが全然違う。というのは、単に安全性ということではなくて、構造的に違うんだということを前提に書き直していただきたい。

山内部会長 お二方、おっしゃるとおりだと思いますので、こここのところも選定事業者の収益性といったときになんだという御指摘をさっき受けて、収益率の話と安全性のD S C Rの話は分けて書いて、例えばここを1、2と分けてもよろしいかと思えます。

先ほど松本専門委員からいただいた御意見をこここのところに入れてやっていくというのがよろしいのではないかと。

先ほど、E専門委員が御指摘の、想定される収益率等の件については、松本専門委員のコメントの中に含まれていて、そういったところが明確になるのではないかというふうに思えます。

事務局 そういたしましたら、松本専門委員の案文に差し替えるというと恐縮ですが、差し替えたものを前提にして、今の御指摘をさらに加えていくという整理でよろしゅうございますか。

山内部会長 よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

D専門委員 24 ページの随分議論があったところで、蒸し返したらまた時間が長引くかもしれませんが、金利の話ですけれども、真ん中から下の方ですが、その時点で市場参加者が想定する将来見通しと全ての情報が反映されているという考え方がある。他方、このような市場の完全性については異論もあり、市場にはすべての情報が反映されておらず、不完全だ。この場合には、過去の金利の平均をとって割引率とすることとなる。これは議論を混乱させませんかでしょうか。要するに、バブル経済のときもそうですけれども、過去の金利についてもイレギュラーな金利もあるわけなので、確かに現在の時点、例えば今の10年もの国債というのをとる。でも、それは不完全かもしれない。この金利が不完全かもしれないから、過去の10年もの国債の平均をとることとなる。こここの論理がちょっと混乱。特にここは内閣府が舞台でございますので、この辺については、経済の専門家としての表現が必要かなと思えます。

山内部会長 このところの議論は、要するに現時点でのものがすべて完全情報かどうかという確証がないので、ある意味で対数法則みたいな形で出てきた結果から、情報の不完全性をある程度取り除けるのではないかという意識で書いている。確かにちょっと誤解されるかなと思われる。これは修文を考えさせてください。

事務局 かしこまりました。

山内部会長 そのほかいかがでしょうか。

さっきワーキングに出ている委員ということで申し上げましたけれども、ワーキングに出られていない委員からも御意見を伺えればと思いますが。

今、これを見ていただいて、すぐにとということでも難しい面もあると思いますので、さっきちょっと申し上げましたように、これについてはパブリックコメントを付すということでもありますので、お時間を置いて、その辺も確認をしていただいて、御意見をまたいただく機会もあると思いますので、それでは、何かお気づきになったら、御意見をいただくということでもよろしゅうございますでしょうか。今申し上げましたように、基本的にはこの形で御了解いただいたということで、パブリックコメントを経た後に、今出ました御意見を反映させて、次回の総合部会で最終的な確認をとるとということにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、Value For Money の関係についてはこういって進めたいと思いますが、続きまして、審査制度と総合評価に関するガイドラインの一部改正について御検討願いたいと思います。これについては、まずは事務局から御説明を願ひまして、その後審議したいと思います。よろしくお願ひします。

審査体制に関するガイドラインの改定について

事務局 それでは、資料3 - 1と資料3 - 2の方に分かれてございますが、両方ともプロセスのガイドラインについての改定案ということでございます。まず、資料3 - 1に従いまして、審査体制にかかわる記載部分につきましての改定案につきまして、御説明をさせていただきますと存じます。これにつきましては、参考資料2をつけてございますので、こちらに従いまして簡潔に御説明をしたいと存じます。お手元にございますでしょうか。

それでは、参考資料2に従いまして御説明をさせていただきます。

まず、この趣旨でございますけれども、昨年10月に、御案内のとおりPFI推進委員会を開催させていただいたわけでございます。そこで、本日、部会長の方からお話のございました西野委員長代理の方から審査委員と審査委員会のあり方に問題があるといった御意見をいただいたところでございます。なお、そのときの議事録を一応念のため6ページにつけてございますので、御参照していただきたいと存じます。

西野先生の方から、本件については、かねてより私が主張しているところだと。かつ、プロセスのガイドラインにつきましては、先生が部会長等々のお役割でまとめたということもあり、ぜひガイドラインの修正につなげていきたいというような強い御意向をいただきましたので、私どもとしても、まず実態調査を行いまして、それを踏まえて西野先生と御相談をしましてまいりました。先ほど山内先生の方からお話いただいたようなこととなり、最終的にこの案につきまして、先生の御了解はいただいておりますけれども、大体先生の趣旨にも沿った案になっているかなと考えているところでございます。

それでは、簡単に御説明いたします。

今申し上げましたとおり、先生の御指摘を踏まえまして、私ども、実態調査というもの

を行ったわけでございます。1つは、公共施設等の管理者等、いわば発注者サイドでござい
ますが、こちらに対してアンケートを行いました。もう1つは、具体的に入札に参加し
ている皆様方ということで、民間の事業者の皆様方、こちらに対してアンケートを行った
わけでございます。時期的には本年のそれぞれ2月、3月というタイミングで、まず、公
共施設等の管理者等につきましては、昨年12月末日までに事業者選定が終了してあり
ますPFI事業の発注担当者を対象としております。全体として225件に送付をいたして
おりまして、68.4%の有効回答率ということでございました。

一方、民間事業者の方でございまして、これは本年の3月に実施をしたところでござい
ます。こちらは、基本的にはできるだけ知見の多い企業さんということで、原則として参
加件数の多いところということで整理をいたしました。

具体的に申し上げますと、昨年2月20日現在で、まず、代表企業としての参加件数
が10件以上の企業さんということ、それだけでは偏りもあるかなとも考えたものでは
から、参加件数は3件以上ということだけでも、特にプラントであるとか、運営重視のP
FI事業への参加件数の多い企業さん7社、あと、特に運営段階でご活躍されている管財
会社のうち、2006年2月20日現在で参加企業として参加されている各社さんのうち、参
加件数の多い上位5社さん、ということで選びまして、32社さんの方にアンケートをお
送りしたところでございます。こちらにつきましては56.3%の回答率ということでござ
いました。

その内容につきまして、簡単に御説明をいたします。

3ポツでございまして、まず、公共施設等の管理者等のアンケートから明らかに
なりましたのは、図-1、基本的には、伺ったところすべてにつきまして、審査委員会を
設置してありました。かつ、アとイを足し合わせた98%につきましては、外部の方を交
えているということでございました。したがって、ほぼ100%、外部の方を交えた審査委
員会を設置をしておることが明らかになったわけでございます。

また、公共施設等の管理者の皆様方に、結果はどうだったでしょうかということをお伺
いしたところ、「管理者等のニーズ、考え方に沿った採点・順位となった」という御回答
を全体の86%からいただいたところでございます。ほとんどの方が管理者等の意図に沿
った結果になりましたというお答えをいただいているということでございます。

一方、民間の事業者さん、入札に参加された方にお伺いをしたところ、これが3ペー
ジの(2)のところでございますけれども、審査委員会の審査体制が果たして適切であつ
たかどうかということ伺ったところ、「現在の審査委員会による審査体制は適切とはい
えない」という御回答が9割近くにのぼりました。

その主要な理由というのが、さらに1枚めくっていただきますと、適切でないという理
由、図-5とございますけれども、こちらにあるとおりでございます。これは、 から
まで当方で選択肢を用意いたしまして、ここから選んでいただいたという形をとって
おりますが、その中で一番多いものは、 の行政側で組織される事務局と審査委員会の役割分
担や審査のプロセスが不明確であると、具体的な審査プロセスその他、透明性を欠いてい

るというのがまず1番でございました。

2番目でございますが、提案の審査につきましては、当然専門的な事項、財務、法務、その他ということがあるわけでございますけれども、専門外の分野についても委員さんが評価に関与していて、結果として適正な評価になっていないのではないかという懸念を表明された方が、これは17社のうち9社ということになりました。

3番目でございますけれども、PFIは膨大な提案書を読み込む必要があるわけですが、果たしてそれを読み込むのに十分な時間的な余裕があるのかどうか。また、そういった皆様方に適切な費用の負担をしているのかどうかということについて、非常にこれも懸念があるというふうにお答えをされたところが17社中8社あったわけでございます。

こういったところが適切でないと思う理由の大きなものということでございました。

その一方、そもそもこういった第三者である審査委員会を選定すること自体に問題があるというふうにお答えになったところは極めて少数でございます。審査委員会自体の意義というのは、当然民間事業者の皆様方も御理解をいただいているということではないかということでございます。

そこで、5ページをごらんいただきたいのですが、このように入札に参加をした経験のある民間事業者の皆さんは、委員の皆様方が専門外の分野についても評価に関与している。結果として適正な評価になっていない可能性があるのではないかというふうな御認識を有している方が過半数に及んでいるわけですが、一方、図-3を見ていただきますと、これは発注者に対してした調査でございますけれども、ア、大体4割弱の比率が全委員が全ての項目に対して採点を行っているということでございます。したがって、そういった懸念を持たれるような実態というのが4割程度あるということが今回明らかになったということでございます。

一方、今の図-3を見ていただきますと、個別に専門性のある事項に分けて審査をするというものは10%にとどまっております。ただ、こういった10%のうちの1つの例を今回御紹介させていただきたいと存するんですが、そちらがポンチ絵で書いてある5ページのものでございます。

これは、審査委員会のもとに、設計部会、運営部会、事業計画部会というものを設けまして、それぞれの部会に属する委員の方たちを決めたということでございます。それぞれについて非常に専門性が高いということで、それぞれ専門性に見合った専門委員という方を別途任命をしたということでございまして、そういう方たちにも入っていただいて、まず、各部会ごとに専門的な事項についての得点案というのをまとめていただく。それを審査委員会の全体の方に報告をさせていただいて、審査委員会のところでもう一度これが果たして適切であるかどうかということについて御審議をして、最終的にまとまったものを得点案として決定をしていくと、こんなプロセスをとったものがございます。

こちらにつきましては、本日の委員長でございます山内先生もコミットされているとのお話も伺っておりますが、こういった事例も1つ参考になるのではないかというふうにご

えているところでございます。

以上に申し上げましたような実態、そして西野先生の方から出たお話でございますので、西野先生の問題意識というものも踏まえまして、私ども、1つのガイドラインの改定案というものを今回出させていただくわけでございますが、その際の方向性としては、おおむね4点考えているわけでございます。

まず第1に、先ほどのアンケート結果からも明らかになりましたとおり、応募者からは、必ずしも審査のプロセスというのがクリアではない。透明性に欠いているというようなところから懸念が生じているということでございますので、こういったプロセスも含めて透明性、客観性を確保していく必要があるだろうというのが第1点でございます。

それから、膨大な資料を読み込むだけの時間等が与えられているのかどうかという懸念が表明されていますので、こういったことにつきまして十分な時間をかけて審査・評価をするということが必要なのではないかとというのが第2点でございます。

第3点でございますけれども、専門性の非常に高い事項ということにつきましては、そういった専門性にふさわしい審査のプロセスが確保されることが必要ではないかとということでございます。

それから、これはガイドライン自体に書いてあることでございますけれども、審査委員会というのは民間事業者選定のあくまで一つの方法でございますが、ガイドラインには客観的判断能力のある外部のコンサルタント等の活用というふうに書いてあるわけでございますが、こういった専門的な知見を有する方々の活用を図るということも有効という、ガイドラインのそもそもの趣旨というものを再認識していくということも必要なのではないかとということでございます。

以上4点が大きな方向性ないし問題意識としてとらえた上で、今回の改定案を整理をいたしました。

そこで、資料の3-1の方をごらんいただきたいのですが、ステップ4の4-1 民間事業者の募集、評価・選定の審査方法のところでございます。これは(11)そのまま読まさせていただきます。

現行案文が、民間事業者の選定に当たって、客観的判断能力のある外部のコンサルタント等の活用を図ることも有効である。また、事業提案の内容審査において有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴くことも一つの方法である、ということでございます。

ここは大前提ですので変えずに、次の「外部のコンサルタントを活用する場合は」という項目がございます。ここにつきまして、「外部のコンサルタント等の活用を図ることが有効な場合としては、例えば公共施設等の管理者等が事業提案につき要求水準を満たすか否かの審査を行う際に活用すること等が考えられるが」ということで、外部のコンサルタント等の活用を図る1つの例をここに示したということでございます。これは、一般的に現在審査を行う際に、いわゆる要求水準に該当するかどうかというところの基礎審査につきましては、基本的には公共施設等の管理者等、事務局が外部のコンサルタント等の専門家を使いまして、それで詰めた上で審査委員会に提出をするということであると伺っ

ております。そういったプラクティスを踏まえたということでございます。

それから、 が審査委員会の場合でございますが、読み上げます。

「また、審査委員会を設ける場合、次の点について留意する」ということで、ア、イ、ウとございます。こちらにつきまして、まず、アの「審査委員会の委員を事前に公表すること」と。これは今回の御指摘のとおりでございますので、特に変えません。

次の「審査委員会の位置付けを明確にすること」ということですが、こちらにつきましては「位置付け及び審査委員会で審査する事項を明確にし、事前に公表すること」ということで、より詳細に具体的に公表すべきことを明示する必要があるのではないかということで改定案を作成いたしました。

それから、新しくウという項目を加えました。これは、先ほどの十分な時間的な余裕というところがございますけれども、エグゼクティブサマリーというようなことをやっているケースがあるようございますけれども、できるだけ審査を効率的に行うために、提案の内容の要約版を作成するようなケースがあるようございます。こういったものを応募者に作成していただくということが非常に効率性という観点からもいいのではないかなという御指摘もございましたので、「審査委員会の審査の効率性及び実効性を確保するため、提案の内容の要約版を応募者に提示させる等の工夫を行うこと」と、あくまで1つの例ということでございますが、そういったさまざまな工夫を行ったらいかがでしょうかということをお示しをするということでございます。

それから、エは、「設計等の技術的評価の定量化を図り、各項目について複数の委員による評価を行う等、評価の客観性を確保するような措置を講じること」ということございまして、ここは原文どおりでございます。

それから、新しくオという項目を加えました。これは、「審査委員会で審査する事項のうち専門性の高いものについては、当該事項の専門性を踏まえた審査委員を選定し、専門分野ごとに審査を行うこと」ということでございます。

これは、先ほどちょっと御説明しましたような具体例を1つ頭には置いております。

それから、カでございます。これも新しくつけ加えました。これは、先ほど御指摘がございましたとおり、「審査委員会での審査に当たっては、十分な時間的な余裕をもって審査できるよう配慮すること」ということでございます。

原文、このあとに、「なお、いずれの場合においても民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は公共施設等の管理者等にあることに留意する」。これは非常に重要なことでございますけれども、したがって、ここについては特に触らずに原文どおり入れておるということでございます。

以上、長くなりましたが、説明でございます。

総合評価に関するガイドラインの改定について

事務局 引き続きまして、お手元の資料3 - 2と書いたものをごらんいただきたいと存じます。「総合評価方式に関するプロセスガイドラインの改定について」ということでご

ざいます。

一昨年のPFI法の改正におきまして、民間事業者の創意工夫等が十分発揮されるよう、PFI事業については総合評価方式によることが原則と改められてございます。これは1枚をおめくりいただきますと参照条文がつけてございますけれども、その一番上のところですが、PFI法の第八条の第2項でございます。「公共施設等の管理者等は、前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする」ということございまして、要は、総合評価方式によることが原則とされたところでございます。

一方で、これも審査体制の件と同じくプロセスのガイドラインでございますが、プロセスのガイドラインのステップ4、民間事業者の募集、評価・選定、公表の4-1、民間事業者の募集、評価・選定のところでございますが、ここに関係する記述がございますので、一昨年の法改正とこのプロセスガイドラインの中身が若干食い違ってきているということがございますので、今回見直しをさせていただきたいと考えておるものでございます。

具体的な修正すべき中身としまして3カ所ほどございまして、1つ目は、4-1の「基本的な考え方」のところでございますが、のところ、「できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意すること」と原文ではございますが、ここに加えまして、法律の条文を引っ張ってくる形で、「このため、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする」ということで、まず基本的な考え方として、総合評価方式が原則であるということとをここで述べるということと、2点目としまして、(3)の「性能発注を行うに当たっては、客観的に評価することが必要である」という文脈で書かれているところでございますが、「このような評価を行う場合には、次の事項に留意する」ということで、これまでの原文でございますと、「価格及びその他の条件により選定を行おうとする場合には」という書き方がされてございますが、これは総合評価が法律の方では原則ということになっておりますので、それに合わせた書きぶりということで、「原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとするが、その場合には」というふうに改めさせていただきたいということがございます。

3つ目に、その下にございますが、「会計法令の適用を受ける場合」という項がございます。これは具体的に申しますと、国の事業でかつ独立採算型以外のものを指してございますけれども、もともとの会計法の抜粋をその次のところに、会計法の第二十九条の6でございまして、こちらにつきましては、会計法の一般則としては、総合評価によって行うこともできるというような書き方をしてございますが、PFIの場合には、一昨年の法改正によって、総合評価が原則というふうにされましたので、その部分を改めるものでございます。

これは、現行でございますと、「一般競争入札において民間事業者の創意工夫を評価する選定を行う場合、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこと（いわゆる「総合評価一般競争入札」）が可能である」と書いてございますが、これを「一般競争入札においては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により選定を行うものとする（いわゆる「総合評価一般競争入札」）」というふうに改めさせていただきたいというものでございます。

3点ございますが、基本的には、一昨年の方改正で総合評価方式が原則と改められたものを踏まえまして、それに合わせる形での所要の改正案でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

質疑応答

山内部会長 どうもありがとうございました。

お聞きのように2点、審査体制の問題と総合評価の位置付けが変わったので、プロセスのガイドラインも改定したらどうかという御趣旨ですが、どちらからいこうかなと思ったんですが、後の方の総合評価方式に関するプロセスガイドラインの改定についてというのは、ある意味、法律が変わったので、それに合わせて変えるということですので、こっちから審議をしたいんですけども、何かこれについての御意見ございますでしょうか。基本的にはこうふうに変えないとまずいとは思いますが、何か文言とか、あるいは表現ぶり、その辺で御意見があればということでございます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山内部会長 ありがとうございます。それでは、総合評価方式についてはこういう方向で、これもパブリックコメントをかけることになりますので、もし何かあれば、そのときにでも御意見いただければというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、最初の審査体制に関するガイドラインの改定であります。これは審査委員会にかかわっている人はたくさんいて、さっきの8割方はみんな不満をもっているという御意見もあり、皆さんで審議をしたいと思っておりますけれども、Fさんのところは何か不満をもっている……。

F 専門委員 アンケート結果にあまり惑わされる必要はないと思います。というのは、不満を持たれる方が過半を超えるというのは非常に単純な話で、当たり前だと思います。例えば、2グループ以上1つのプロジェクトに応募すれば、半数以上の方は結果について不満なはずなんですね。もうちょっと具体的に我々の事情を説明しますと、例えば、私どももそうなんですが、大手のゼネコンで言いますと、応募して当選する確率というのは3割とか、私どもでも4割ぐらいなんですね。そうすると、7割とかが落選するわけです。そうすると、それを逆算すると、ある案件があると、7割の方はもともと不満なんですね。ですから、そういう意味では、落ちたことに対して十分、あるいはある程度納得するとい

うケースももちろんあるんですけども、やるからには相当一生懸命やって、手前勝手かもしれないけれども、ある程度自信を持ってやっていますので、その結果に対して当落という厳しい判断が下ると、どこかしらは納得できない、あるいは釈然としないところがありますので、それはある程度割り引いて考えていただければいいのではないかと思います。

御指名いただきましたので、ちょっと意見を申し述べさせていただきますと、内容もさることながらですが、今回、審査体制等に関するガイドラインを改定するという事で、ガイドラインの多岐にわたる項目の中のかなりスポットの部分抜き出して改定しようといったことになろうかと思うんですが、そのこと自身に対して、私の方は非常に唐突に感じます。VFMの検討は、昨年の総合部会の中で、当面どういうことを検討課題にしましょうかということで御審議があった上で、VFM、非常に重要だし、自治体の方でも困難があったり浸透しないからということで注視されて、具体的にはワーキンググループで相当審議を重ねて、1つVFMというフィールドというか、くくりで検討して、ガイドラインの改定を提案するという事ですから、それはそれで限定的とは言いながら、ある1つの分野を総合的に検討した結果として、これは外に対してもわりとわかりやすいというか、説明できると思うんですが、この審査体制というのをいきなり出されると、まず1つは、この委員会の中で、どうしてそこだけ急に出てきたのかなと。もちろん内容がよくてもですね。

もう1つは、今度、外部の方から見る、一般の方から見ると、これもよくわからなくて、どうしてそこだけ委員会の方で取り上げてこういう改定をしたんだろうかということで、その意図がなかなかわかりづらい。例えばこれが背景に、じゃ、そんなにすごい問題があったのかとか、何か緊急でほかのことをさておいてもやらざるを得なかったのかとか、よくわからないわけですね。

もう1つは、審査体制というだけを議論するのであれば、審査、もう少し広い意味の一般はどうなんだろうと。例えば体制だけではなくて、審査の評価のあり方であるとか、審査結果の公表のされ方であるとか、ガイドラインの関係の前後についてもあわせて検討した方が、より整合性のとれるようなガイドラインの改定につながるのではないかというふうに読めますので、仮に内容がこのスポットだけでいいとしても、これがどうしてこういう1つ抜き書きのような形で出されるのかというのはわかりづらいところかなというふうに思います。

もう1つは、先ほどの8割9割の不満じゃないんですが、注文があることは事実だろうと思うんですね。そういうときに、民間なり、あるいは関係者の方から言うと、じゃ、せっかくガイドラインを改定するのだったら、もう少しいろいろな意見をくみ取って、網羅的といいますか、総合的にやっていただいたらどうなのかと。そうすると、このスポットだけの改定がぱっと出ると、当面この改定が出たから、あとはほとんどいじくらないで、しばらく終わりなのかなというような、ある種ミスリードをさせるようなことにもなりかねないのではないかなというふうに思いまして、ですから、こういうポイントを取り上げ

て出すこと自身、あるいは出すのであれば、出す説明、そういったことも配慮していただいた方がいいのかなというふうに思います。

山内部会長 事務局、さっき背景、若干説明があったんですけども、西野先生の御提案があったということはあるけれども、それ以外にもいろいろな背景は、例えばどういうふうにしてこれが出てきたかというようなことについては少し説明を加えていただけますか。例えば、委員会でいろいろ議論されたとか。

事務局 まず、基本的には、後ろの方に議事録もつけてございますけれども、推進委員会の中で、委員の一人である西野委員の方から、明確に変えるべきだという御意見が出たということでございます。私ども事務局といたしましては、委員の皆様からそういった御意見が出れば、それに対して誠意をもって対応するのが筋ではないかなというのがまず1つでございます。

もう1つは、今、山内部会長の方からお話がございましたとおり、こういったお話というのは、実はいわゆる受注者・発注者さんだけではなくて、いわゆる審議会の委員となっていられる皆様方の方からもいろいろな形で私どもの方の耳に届いておりました。ですから、そういった意味で、西野先生だけではなく、審議会の審議に携わられている方たちの一定程度ないしはかなりの方が同じようなお気持ちを持たれているのかなという認識があったことも事実でございます。

それから、先ほど、ミスリーディングというお話がございましたけれども、ミスリーディングするかどうかは、総合部会なり委員会の方のお話でございまして、ガイドライン等を不断に改定をしていくというような御判断はお示しいただければ、そういったミスリーディングは起こり得ないのではないかと事務局としては考えておりますが。

山内部会長 ありがとうございます。背景がないわけではなくて、いろいろ下調べもして出てきたというのは事実なんですけれども、ただ、Fさんがおっしゃるように、ここだけポツと出てくると、何で？ というのが一般的にも持たれるのも事実かなと思います。

ほかに。

E 専門委員 私も唐突感は感じますが、何か御説明された方がいいんじゃないでしょうか。これをもしパブリックコメントで出せば、これはこれで結構。但し、これ以外にまだ課題はたくさんあるというコメントがごまんと来ると思います。例えば、コンペティティブダイアログ、プロセス手順にもかかわりますね。あるいは Value For Money 評価のワーキングでも議事録が残っていますが、このプロセスにかかわるところが議論されていますでしょう。あれはどうなったのかとか、ほかにもいろいろあります。あるいは、総合評価方式でしたら、実務的に重要なのは、価格・非価格の割合や、ウェイティングのコンセプトはどうするかなど、実務的なコメントはたくさんあるわけです。それは今後検討する必要はあり、これらを課題として認識しつつ、そこへいくまでの1つの過程として出すのだったら、合理的な考え方だとは思いますが。

A 委員 Eさんと同じなのかわり少し違うのかわかりませんが、VFMのガイドラインも全部の課題についても議論をして改定案を出したわけではないですね。だから、プ

プロセスのガイドラインに関してほかに重要な課題はあるけれども、一応この2点については重要なので改定案を出して、ここでこれらの点については方向性をかためておいて、残された課題については今後検討しようではないかという形で、頭出しをしておいていただければ、要は、ほかのプロセスに関する課題、Eさんが仰ったコンペティティブダイアログもそうだし、実は品確法の手続との整合性をどうとっていくんだという問題だとか、問題はいっぱいあるわけですが、それらを承知した上で、随時改定していく、その先鞭をつけましたという意味では、ここで一回改定案を出しておいていただいた方が僕はいいんじゃないかと思うんです。

特に3 - 1の部分というのは、出しておかないと、審査委員会のあり方自体、現時点で方向性が定まっておらず、実務的にも課題をされているところがあるので、これにはウォーニングとして出しておいた方が僕はいいのではないかと考えております。内容的にはこれでいいと思いますし、これで改定案を出して頂きたいと思います。

以上です。

山内部会長 Gさん、先にどうぞ。

G 専門委員 3 - 1ですけれども、このような内容は、いろいろな審査も数が多いですから、必要かと思うのですが、やや気になるのは、内容的に、改正案のところの のオというところ。うまく回ればよろしいのですけれども、「専門性の高いものについては、専門性を踏まえた審査員を選定し、専門分野ごとに審査を行うこと」というのは、多分複数そういう人を用意してという話ですね。この専門性という意味がどの程度を言うのか、それぞれ建築関係とか何かの関係とか、専門というのは多いですね。従来なされていたのは、委員が1人ずつ入っていらっしゃるのが非常に多いと思うのです。

それで、専門性の解釈だと思うのですけれども、私が西野先生から常々お話を伺っていたのは、どちらかというところ、こういう審査委員会というのは、透明性を確保するために、つまり、行政のお手盛りでやったりとかいうことがないように、外部の有識者が入って、きちんと監視をした上で透明性を保ってやっていこうと。そのためのものであって、しかし、実際に専門的なことというのは、発注者側がコンサルタントとよく詰めて最終的な責任を持つべきであって、審査委員が決めるのではなくて、最終的な責任は発注者にあるのではないかと、そういうことをいつもおっしゃっていたように私は思うのです。

実は、それというのは、もう既になお書きの一番最後のところにももとの案にもあったわけですね。ただ、それが必ずしも十分認識されていないのではないかと、そういう問題意識を持たれていたのではないかとおもわれます。

このオというところがかなりきつめに読まれると、結構現場が大変になるのではないかと思いますのが、例えば、極めて専門性が高いとか、少し書いておかないと、専門というのは、どれも皆専門分野から選んできているような感じがするのです。

A 委員 先に述べた点の補足なんですけど、私はこれでもいいと思ったのですが、他方で、G先生がおっしゃったように、確かに少々厳しすぎるのかもしれないというところもあります。例えば建築の先生がお一人ですと、その先生の趣味で決まったのではないかと

指摘が出されることも考えられるけれどもそれは困るんだ、と明確におっしゃっている建築の先生もおいでになることもあります。ただ、まあ改定案としては、こういう形で指摘をしておくということではないかと思っております。

G 専門委員 確かにそうなのですが、そうなると、各専門分野ごとに複数必要ということで、沢山の人数が必要になって困ることにならないでしょうか。

A 委員 ですから、先生がおっしゃったように、専門性が特に高いとか、要は、コンサルタントとの関係で言うと、特定の部分についてコンサルタントを含めた発注者側の専門的な見地にたった審査が必ずしも十分ではない場合に、審査委員会に専門家の先生にご参加頂き、その分野でのご意見を頂くことで、審査の充実を図るということはあるんじゃないかと思います。

B 委員 今の方を先に確認。実は、PFIについては、ガイドラインがこれまでの事業プロセス、リスク、Value For Money、契約、モニタリングと出てきたわけですね。そういう中でどれも関係してくるんですが、どの程度詰めるかということについて表現がちょっと足りないところが多かったんですね。といいますのは、500 億を超えるような大きな事業もあれば、数億円の事業もある。期間が長いものもあれば、短いものもある。そういうことで一律に書いてしまいますと、現場の方は大変なことになるんですね。ですから、今、G 専門委員御指摘のように、ぼっと表面的に同じように書かれてしまうと、じゃ、全部やるのかということになりますので、規模とか関連する分野でございますとか、要素の重要性、それに従って適切に選ばないとどうしようもないことなので、そういう表現が必要なんだろうと思いますので、そこのところを御留意いただきたいと。

もう1つは、先ほどF 専門委員の方から御指摘がありまして、私も今日伺って、これは私共の方にも原因があったのかなと思うんですが、従来、Value For Money の議論をずっとしてきて、これはワーキンググループとして議論をしてきて、それを積み上げた結果を、本日は総合部会ですよ。上部のレベルでの議論をしましょうということですが、資料3 - 1、3 - 2というのは、必ずしもValue For Moneyとはかかわらないことになるわけでございます。流れで言いますと、その前になぜValue For Moneyを取り上げて、ワーキンググループを組成したかということ、いろいろ改正を要するところがあるでしょう、そういう中で、まず優先順位としてValue For Moneyを取り上げて詳しく議論を進めましょう、こういうことできたと思うんですね。

そういう中であって、Value For Money を議論してきますと、ほかのガイドラインとそれぞれ接点がある。そこところは問題意識として残しましょうとしてきているわけですが、そういう点で言いますと、3 - 1は、ここだけ取り上げて出てきますと、Value For Money と関係するところももちろんあるんですが、関係ないところもある。そこところの関係が明確でないと、私が見て、どういうことかなと。

Value For Money の議論から申し上げれば、先ほどE 専門委員の方からも御指摘がありましたように、Value For Money というのは、直接的に法律上必要なのは、特定事業の選定に用いるということでございます。ところが、議論の過程で、事業の最初の段階、企画

の段階から順次積み上げて、その途中の段階、必要があれば、Value For Money も計算をして、徐々に段階的に詰めていく。ここに「多段階」という表現がありますけれども、そういうプロセスの中で Value For Money がだんだん詰まって来る。最終的にはそれがポストアプレイザルまでいくということなんだろうと思います。

そうしますと、そことの関連で言いますと、プロセスの改定のところ、審査委員が何を見るんだというときに、直接的には事業者選定になると思うんですね。しかし、現実的には、例えば、ある病院なんかの事業の進め方を見ていきますと、おおむね大体計画ができている。市民の方からいろいろ意見をくみ上げていくという段階から審査委員会というのはかかわってきて、そういう中でどうすればいいかという議論も積み上がってきているわけですね。だから、プロセスが不明確だという別の問題はちょっと置いておいて、現実的な審査の過程を見ていきますと、事業選定、あるいはその改正、修正を加えて、最終的に事業者選定にいくということまでのつながりが連続的でないとおかしいのだろうと思うんですね。Value For Money の計算も、それに見合っているだろうと。それとの関連でプロセスを説明をしていただくとうわかりやすいのかなというふうに思うんですね。

一方、3 - 2の方は総合評価方式ということですから、これは直接的には法律の問題がありまして、表現もより整合性を持つように直さなければならない。これはそのとおりですね。これだけ取り上げてももちろんよろしいのですが、Value For Money の計算の中で、これは宿題になっている部分なのでございますが、必ずしも質的な面で整合性をどうやって比較の上でやるかというのは、まだ問題があって、きちっとはできていないところなのかなと私は理解しているんですが、実はそういうところとも関連してくるわけですね。そういう問題点を踏まえた上で、今回の総合部会での議論をしたというふうにしていただければ、我々としても一方で Value For Money を勝手にやってしまった、一方で総合評価をして、これはどういう関係なんですか、とばらばらですね。場合によっては方向性が違うように受け取られては困るので、我々としては、必ずしも回答を得られているわけではないけれども、同じ方向性では考えていますということがわかるようにしていただきたいと思います。

以上です。

山内部会長 この位置付けということではそうですね。Value For Money という大きな流れでやってきた中でのそれとの整合性の問題を明確にするということですね。

いかがですか。これは私自身、審査委員会をやることが多いので、いろいろ私自身も意見を持っているんですけども、イギリスとの比較で見た場合に、イギリスの場合には、別に審査委員会があるわけではないですね。行政が全部決めるわけですから。それに何か問題ありといったときに第三者委員会みたいなものを立ち上げていろいろ調べたりとか、意見を聞いたりということになる。ある意味では、さっきGさんがおっしゃったようなやり方というのはそれに近いんですね。要するに行政が責任を持ってやるというのが前提で、それで審査委員会があるという見方はそうだと思います。第三者委員会があるという意味では、そういう行政中心に見てやるのか、あるいはもうちょっと審査委員会を中心に

やるのかということで随分違ってくると思います。

さっきの参考資料の2にあった、これはありていに言えば、羽田のターミナルの審査委員会の形態だけれども、理想的に言うと、こういう形でやるのはいいと思うんですけども、さっきGさんもおっしゃったように、大きいのだとできるけれども、細かい事業だと、これはできないですね。細かい事業だと、例えば建築の先生はお一人で、金融の方がお一人でということになる。そうすると、部会を開くということではできないので、これは事前に事務局と打ち合わせのときに言ったんだけど、そうすると、コンサルタントの役割をどうするかということにかかわってくるんですね。仮にこれを羽田のような大きい事業で審査委員会があって、その中に部会があってということではなくて、小さい事業で審査委員会があるけれども、各専門分野のことをどういうふうに見ていくかというときには、コンサルタントとその専門の先生で話し合いながら点数をつけるというのが代替的なやり方であるんですね。そういうことを考えると、さっきBさんもおっしゃったけれども、どこまでガイドラインの中で詳細に記述するのかということとかと関係してきてしまうのかなと思っています。

ただ、先ほどから皆さんの御意見を伺っていると、プロセスの中でも事業者選定には問題なしとしない。そのことについて1つのPFI推進委員会から何らかの情報発信をしておくのは重要ではないかという御意見が強いと思うんですね。だから、それはFさんがおっしゃるように唐突なものではなくて、Bさんがおっしゃるように、Value For Money との関係とかいろいろなことできちっと説明をしながら、このところの議論をするというのが方向かなと思うんですね。

F 専門委員 まず、質問なんですけど、ガイドラインの改定は、直近ではいつ、どういう内容が行われているんでしょう。すみません、不勉強で。

事務局 ガイドラインは制定されてから改定されたことはまだないかと存じます。

F 専門委員 そうだとすると、いよいよ急にこの2つかという話になりますよね。ただ、先ほどA先生がおっしゃったように、これから必要なものについては逐次やるんだよと、そういうピクチャーをまず示しておいて、先鞭がこれですよということであればいいと思うんですが、そうすると、今度はこの委員会の宿題を自ら背負っているようなもので、着々と必要な改定を順次やっていかなければいけない。多分そういうことになると思いますが、そういう大きな流れの中でやっていただけるのであれば、むしろ関係者の皆さんもウェルカムだと思いますので。

G 専門委員 ガイドラインというのは、本当の意味では拘束力がないわけですから、一応書いておいても、どんな案件でも従わなければいけないものではないのです。実際に法的にもそういう位置づけですから。

ただ、現実には結構重いものになっていてという実態もあって、それを踏まえて文章はB委員もおっしゃるように、少し気をつけて書かないといけない。どういうものをイメージするかによって、専門家の分野ごとといいますと、本当は2人ではなくて3人以上の方がいいかもしれないと、望ましい状況はそうですね。ですから、小さな自治体のPFI

Iの案件などに適用していったら大変なので、その書き方、文章を少し工夫していただくということによろしいのではないかと思います。

B委員 今、F専門委員の方から御指摘があった、ガイドラインの経緯の流れで、今日の議論なりその前の Value For Money のガイドラインの改定ということで、当初は3つのワーキンググループを組織してガイドラインができた。その後、リスクを分けたりとかありますが、契約に関するガイドラインはずっと後になって、必要であるという議論の中で、これは新規に立ち上げたということですね。そうこうしているうちに、その間にもいろいろ改定が必要になる、あるいは改定というよりもより詳しい議論が必要になるというのが当初からあって、それを現実にやったらどうかという議論もあった。

そういう流れの中で、一言で言えば、不断の改善を行っていきましょうという中で優先順位をつけながら議論を進めてきているということなんだろうと思うんですね。

当然、一部を変えればほかにも影響しますから、先ほど申しましたように、Value For Money でいろいろ議論をすると、プロセスのガイドラインの方でもきちっとしていただかないと困る、そういうのがどんどん出てくるということなんですね。だから、全体としてそういう流れの中で、まず Value For Money のガイドラインを改定します。法律の改定とか、その他いろいろあった中で、こういう部分的な改定をする。しかし、それは部分的にポツと出すのではなくて、関連しているところ、優先順位をつけて直していきましょう、こういう位置付けになるかなと思います。

D専門委員 位置付けについては、PFIの審査というのは、民間の提案される方が審査するよりもレベルが高いという構造的な問題が常にあるわけですね。特に、今、山内先生がおっしゃったように、イギリスは外部審査委員会というのを設置しておりませんので、特にコンペティティブダイアログになったときには、外部審査委員会というのはまず論理的にはおかしくなってしまうわけですね。要らなくなってしまいます。これは行政当事者がずっといろいろな形でコンペティティブダイアログをしながら決めていくということになりますから。そういう点でいくと、審査委員会というのが今出て行くと、日本はコンペティティブダイアログから逆の方向へ行っているなと思われるかもしれませんが、この位置付けについては事務局にお任せしますが、やはり私は、プロセスガイドラインをおつくりになった西野先生が亡くなられて、西野先生の、私も正直言って墓前に捧げるかなという感じがしていたぐらいで、西野先生の主張をとらえて、とりあえずここを手直しをさせていただくと、そういう形にしないと、なかなか理屈がつかないというのが第1点でございます。

もう1点ですが、西野先生とよくいろいろ議論させていただいて、去年の秋もこの委員会の別の委員会で何回も議論したんですが、これは本当に今になって思うとかなり強くおっしゃっていて、1つは、発注者が選ぶんだと。外部審査委員会を選ぶというのはおかしい。あくまで外部審査委員会というのは、過去の経緯をご存じで、これはアドバイスをするんだという形は強くおっしゃっていたですね。

もう1つは、専門外のところを審査するというのは倫理にもとるということはかなり強

くおっしゃっていたと思います。そういう点でいきますと、それぞれの専門、本来の姿は、行政の方がアドバイザーと相談しながら、外部の専門家の意見を聞きながら、一番ベストのことを提案者と協議しながら、いろいろな形でダイアログしながら決めていくというのがベストですが、ただ、一応変えるとすれば、私は、このくらいの形があった方がいいのかなと。審査委員会の中に「専門性が高いものについては」という前書きがありますので、それぞれの専門のところについて審査する。本当に望ましいのは、例えば外部審査委員会をつくる時に、この分野はだれが審査するんだよという話をここで示しておく方が本当は望ましいわけですね。

例えば、参考資料2の1つの事例の中でも、これをもし出されるとすると、誤解が出てくると思うんですね。この場合でも、審査委員会では、西野先生がおっしゃるような考え方は踏襲して、審査委員会が専門外のところをやっていいかということ、そんなことはありませんので。そういうことでいくと、コンペティティブダイアログという形の時代の流れからいくと、少し逆行するかもしれないけれども、とりあえず審査委員会ということについて限定して、こういう形のガイドラインの改定を行わせていただきたいという形にしたらいかがかと思います。

最後の文章のところを見ますと、西野先生の主張が改めて思い出されるので、これは正直言って、何とかしなければいかんなどいいますか、失礼な言い方ですけども、これに対して措置をとった方がいいかなという感じは、ちょっと叙情的になりますが、いたしません。

山内部会長 ありがとうございます。

問題を整理すると2つあって、1つは、この改定がなんで出てきたのということについて、ちゃんと説明をしないとわかりませんねというのは皆さんおっしゃったことで、B委員は、こういう形でといういろいろな御提案がありましたので、それは整理していただいて、その方向で進むこと。

もう1つは内容ですね。内容については、今、Dさんからもお話があったように、コンペティティブダイアログという形となるかわからないけれども、1つの方向として、我々が積み上げてきたPFIの事例の中で、審査委員会としてこういう方向であった方がいいのではないかということがここに示されているのだろう。ただ、その表現ぶりをどうするか、こういうことだと思いますね。

今、Dさんがおっしゃったように、例えば参考資料2の5ページですけども、私自身もこれをやらせていただきましたけれども、これで表現されていないところがあるとすると、各部会でいろいろ議論するときに、行政側とかコンサルティングアドバイザーとかなりこのところで議論があるんですね。だから、この絵では、審査委員会の委員と部会のみ委員しかないようになっているけれども、このところのインタラクションはかなりあったわけです。事務局。だから、それを考えると、縮小版で、例えば自治体がやるような数十億円のPFIであっても、同じような構図にはなるかもしれません。それが今Dさんがおっしゃったようなことなんだろうなと思います。

私の考えで言うと、そういうことが表現できるような形での改定の文言のあり方でもよいのかなと。

D 専門委員 先ほどG先生がおっしゃったことで、これは西野先生とも大分議論したんですが、分野によって、複数いるか、一人いるかというのは違うと思うんです。特に建築とかなんとかは、専門家の方を前に置いてすみませんが、かなり主観が入るものなので、Aという人とBという人の評価は全然違うんですね。そこが例えば事業の計画とかファイナンスというのは、これはだれがやっても大体同じなんです。主観があまり入らない形でやりますので。またたぶん議論すべきかがかなり違って来る感じがします。

G 専門委員 私も同様に思っています。これですと、専門分野ごとに討議をするのがどの専門分野かということですが、例えば建築であれば、お一人だけ専門の方が入っていると偏りがあるという可能性があると思うのです。本来は複数欲しい。ただ、何もかも専門について複数は要らないかもしれない、ということまで全部書くのはなかなか大変なので、案件にもよるので、少し抽象化せざるを得ないのではないかという感じがいたします。

山内部会長 その意味で3 - 1の改定案は具体的に書きすぎているかなという感じは私としてはしないことはない。もうちょっと抽象化した方がいい。ただ、メッセージは非常に重要なので。今ここで議論したようなことは。

いかがでしょうか。

A 委員 私は、G先生がおっしゃった点、それはそうだろうと思います。オの部分ですよ。

D 先生と僕は共通しているところがあって、これを詰めていったときに、現在、少なからずの審査委員会で遣っていると思われる、「審査委員が落札者を決める」ということと、正面からぶつかってしまうことになります。そこまで踏み込んで何か言おうとするならば、もっと議論が必要とされると思います。だから、審査委員会というのは技術的な意味で、テクニカルな意味で西野先生がおっしゃっておられたような形で、発注者が行う落札者の決定を側面からサポートするという意味合いのもの、行政主導の落札者決定の手続が公正で、歪みのないものであるというところを良く見て、監視していますというものがあって、そこは、いずれが正しいあり方なのかというところは決着がついていない、だからこの程度の内容の改定案を出すことで審査委員会の在り方に付いての議論を整理し、一回ピン止めをしておきたい、という気は、私自身、非常に強く持っております。今、とにかく必要なことは、技術的側面での十分な審査が不十分になってしまうと、何のための審査委員会かがわからなくなってしまう。したがって、そのバランスで言うと、明確に書いてあるのであれが返って問題が未整理なままで議論を呼び、不必要な混乱を招きかねないのですが、これぐらいの内容であればそれもなくていいのかなと言う感想を持っております。問題があれば今後また議論をして、ガイドラインを変える必要があったら、それはまた将来議論をすれば良いと思います。しかし、西野先生の最後のお言葉でもありますので、今回の改正は西野先生の遺言にかえてというD先生の御指摘に、私は大賛成でございます。

山内部会長 そのほか、いかがでしょうか。

Ｃ専門委員 今言われたことと同じかと思えますけれども、趣旨は、専門家で審査しなさいというメッセージを投げかけた方がいいということですね。だから、全然専門でない方が建築のことにコメントされるのも困るし、ファイナンスを知らない人がファイナンスにあまりコメントしないと思えますけれども、されるのも困るということだと思えますね。まず第１の趣旨は。

それともう一つ、今日は参考資料の５ページのこの絵が出てきたから、物すごく大きなイメージになってしまうんですね。この文章からも物すごく大きな審査委員会の階層構造が見えてきたから、ちょっと大きすぎるかなというイメージがあるので、現実的に普通の市町村が、市役所なんかに対応できるようなイメージに解釈できるような形でお書きいただければ、非常にいいのではないかなというふうに思います。

山内部会長 何か御発言いかがですか。よろしいですか。

では、大体今伺ったところで、改定の方法は、ただ理由まずはっきりしましょうということで、なぜこういう改定をするのかということ、全体の議論の中ではっきりしましょうということが一つある。

もう一つ、内容については大体この方向でよろしいのではないかとということで、表現ぶりとそういう点についてもう少し精査をしていただくということかと思えますね。

あとは、ガイドラインの改定はこれから推進委員会の責務としてどんどんやらなければいけないというメッセージも含めて、現体制の事務局の能力の高さがこういうことで活性化しているわけございまして、これを維持しなければいけないということでございます。

というようなことで、一応原案をつくっていただいて相談させていただいて、それでパブリックコメントにかけてという手続にさせていただこうと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上で議事は終了ということになりますが、何か最後に御発言等、よろしゅうございますか。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

事務局 どうも御議論を活発にいただき、ありがとうございました。

それでは、次回の第１４回の総合部会の日程でございますが、既に御案内のとおり、６月１５日の金曜日１３時から、同じこの場所で開催を予定させていただいておりますので、御参加のほどをよろしくお願いいたします。

それと、次回の総合部会では、今、山内先生からも御指摘ございましたように、パブリックコメント、関係省庁からの御意見と、本日皆様からいただいた御議論を踏まえた修正等を加えて、次回の総合部会で改定案として提出をさせていただきまして、これを部会の報告として取りまとめていただくべく御議論いただきたいと考えてございます。

また、取りまとめていただいたものにつきましては、次は６月２９日に本委員会を予定しておりますけれども、その場に部会長より委員会に御報告をしていただくような予定で考えてございます。

山内部会長 ありがとうございました。今日は最後まで熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

- 以上 -